

会津若松コンベンション開催支援事業等助成金

会津若松市内でコンベンションを開催していただける皆様への助成金です。

①コンベンション開催支援事業

【1.助成要件】

- ① 東北大会相当であり、会津若松市内を会場とするコンベンションであること。
- ② 会津若松市内で延べ宿泊人数が50名以上のコンベンションであること。
- ③ 国又は地方公共団体の主催事業でないこと。
- ④ 開催する順序があらかじめ定められており本市の開催順となり、開催されるものでないこと。
- ⑤ 会津若松市が別途補助金や交付金を交付する事業でないこと。
- ⑥ 会津若松市の産業振興、学術、文化、スポーツの向上に資するものであること。
- ⑦ 政治活動、宗教活動でないこと。
- ⑧ 公序良俗に反するもの、反社会的勢力に関係したものでないこと。
- ⑨ 販売会、商談会及びプロスポーツ、コンサートなど不特定多数の参加者から入場料を徴収する興業等でないもの。
- ⑩ 助成金の交付は、同一助成対象者につき当該年度2回とする。

【助成金の額】(上限額)

宿泊者の人数	助成金額
50名以上149名まで	100,000円
150名以上249名まで	200,000円
250名以上	300,000円

②エクスカーショント助成(会津若松市以外で開催されたコンベンションも対象となります)

【2.助成要件】

- ① 東北大会規模以上のコンベンションであること。
- ② 国又は地方公共団体の主催事業でないこと。
- ③ 会津若松市が別途補助金や交付金を交付する事業でないこと。
- ④ 政治活動、宗教活動でないこと。
- ⑤ 公序良俗に反するもの反社会的勢力に関係したものでないこと。
- ⑥ 販売会、商談会及びプロスポーツ、コンサートなど不特定多数の参加者から入場料を徴収する興業等でないもの。

【3.助成金の額】 (バス台数に関係なく上限の金額の範囲内で助成を行なう。バス借り上げ料の1/2以内)

バス会社の種別	助成金額	該当条件
一般財団法人会津若松観光ビューローの賛助会員事業者	50,000円	25名以上で会津若松市内の観光有料入場施設等を1つ以上利用すること
一般財団法人会津若松観光ビューローの非賛助会員事業者	30,000円	

③アトラクション助成金(会津の郷土芸能等)*その他支援事業

【4.助成要件】

- ①【1.助成要件】を満たし、助成対象のコンベンション主催者によって企画され、会議又は交流会等の会場において会津の郷土芸能を実施する場合に助成を行なう。

該当するアトラクション

- 東山芸妓舞踊等披露
- 彼岸獅子
- 日本舞踊披露(白虎隊・娘子軍・荒城の月等会津にゆかりのある舞踊)

【5.助成金の額】 上限20,000円(出演料金の1/2以内)

④歓迎看板等作成助成金*その他支援事業

【6.助成要件】

- ①【1.助成要件】を満たし、助成対象のコンベンション主催者によって作成される歓迎看板等について助成を行なう。

【7.助成金の額】 上限20,000円(制作費の1/2以内)

- ※ 事前手続き(申請書)が必要となります。
- ※ 詳細は別紙会津若松コンベンション開催支援事業等助成金交付要綱をご参照ください。
- ※ 助成金交付事業は予算額到達次第終了となります。
- ※ コンベンションバッグの提供も【1.助成要件】に該当することが条件となります。

☆お問い合わせ(一財)会津若松観光ビューロー

<https://www.aizukanko.com/kk/agent/>

〒965-0873

会津若松市追手町5-10

TEL:0242-23-8000

FAX:0242-23-9000